

中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金 (ビジネスモデル転換事業)

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入に取り組む費用の一部を補助する「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<ビジネスモデル転換事業>」の公募を、5月19日から開始します。

事業区分	公募期間	申請方法
ビジネスモデル転換事業	令和3年5月19日(水) ～6月18日(金)	郵送のみ(6月18日(金) 消印有効)

※6月18日(消印有効)までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います(先着順ではありません)。

※補助金の交付決定日から令和4年2月28日(月曜日)までに実施した事業が補助の対象となります。

※感染症の拡大防止や非対面ビジネスモデルの構築に取り組む事業は、別紙「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業>」をご利用ください。

2 補助制度の概要

事業区分	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
ビジネスモデル転換事業	・新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	・自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 補助対象経費 200万円以上が 対象

3 補助対象者

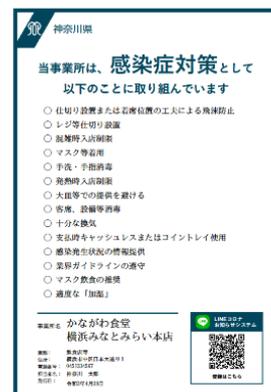
県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

なお、令和2年度に実施した「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付(支払い)を受けている事業者は申請できません。(詳細につきましては、公募要領をご覧ください)。

※ 令和3年5月24日に補助対象者の要件を変更しました。

変更前は、令和2年度に実施した「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」で補助金の交付を受けている事業者は、3年度は申請できないとしていましたが、令和2年度に「ビジネスモデル転換事業」で交付を受けていなければ、申請できることとしました。

(参考) 感染防止対策取組書



4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

事業区分	必須経費 (最低1つ必要)	任意経費
ビジネスモデル転換事業	機械装置等費、 施設工事費	I Tサービス導入費、広告宣伝費 ※上記、各補助対象経費の上限額は30万円です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和4年2月28日(月)までに実施した事業です。

(交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和4年2月28日(月))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和4年3月1日(火)以降に「納品・工事完了等」及び「支払い」を行ったものも補助の対象となりません。)

5 申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- (2) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (3) 県ホームページの「登録・発行フォーム」に登録し発行された「感染防止対策取組書」を店舗・施設の店頭等に掲示していること
- (4) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること(行政庁の許可等が必要な業種の場合)
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に該当しないこと
※その他、詳しくは、公募要領をご覧ください。

6 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

申請・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班(ビジネスモデル転換事業)
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル内
電話番号 (070)1187-0338, (070)1187-0348, (070)1187-0435